

介護度	利用居室	1ヶ月あたりの料金表（30日間「介護保険費用+食費+居住費」、適時加算される費用及びその他の料金除く）						
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階1割	第4段階2割	第4段階3割
1	従来型多床室	31,493	45,293	53,093	74,393	97,043	119,535	142,028
	従来型個室	41,093	46,793	66,593	87,893	106,523	129,015	151,508
	ユニット型個室	58,149	60,849	83,349	104,649	133,629	158,178	182,727
2	従来型多床室	33,822	47,622	55,422	76,722	99,372	124,193	149,015
	従来型個室	43,422	49,122	68,922	90,222	108,852	133,673	158,495
	ユニット型個室	60,478	63,178	85,678	106,978	135,958	162,837	189,715
3	従来型多床室	36,254	50,054	57,854	79,154	101,804	129,056	156,310
	従来型個室	45,854	51,554	71,354	92,654	111,284	138,536	165,790
	ユニット型個室	62,979	65,679	88,179	109,479	138,459	167,838	197,216
4	従来型多床室	38,585	52,385	60,185	81,485	104,135	133,719	163,304
	従来型個室	48,185	53,885	73,685	94,985	113,615	143,199	172,784
	ユニット型個室	65,342	68,042	90,542	111,842	140,822	172,563	204,304
5	従来型多床室	40,879	54,679	62,479	83,779	106,429	138,307	170,185
	従来型個室	50,479	56,179	75,979	97,279	115,909	147,787	179,665
	ユニット型個室	67,636	70,336	92,836	114,136	143,116	177,152	211,188

・上記の金額は、およその目安であり、少数点処理の都合上実際の請求額と異なる場合があります。

<介護保険費用>

基本料金（1割）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型多床室	573/日	641/日	712/日	780/日	847/日
従来型個室	573/日	641/日	712/日	780/日	847/日
ユニット型個室	652/日	720/日	793/日	862/日	929/日

<その他の料金>

事務手数料	2,000/月
理美容費	1,500/回

サービスの実施に伴い加算される費用（1割）		適時加算される費用（1割）	
日常生活継続支援加算	36/日（従）、46/日（ユ）	初期加算（入所後又は1ヵ月入院後30日限）	30/日
看護体制加算Ⅰ	6/日（従）、4/日（ユ）	外泊入院加算（入院後6日、月またがる場合12日まで）	246/日
看護体制加算Ⅱ	13/日（従）、8/日（ユ）	療養食加算（1日3回限度）	6/回
夜勤職員配置加算	22/日（従）	看取り介護加算（死亡日）	1,280/日
精神科療養指導加算	5/日	看取り介護加算（死亡日前日、前々日）	680/日
科学的介護推進加算Ⅱ	50/月	看取り介護加算（死亡日以前4日以上30日以下）	144/日
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本料金と各種加算の合計に8.3%相当の額	看取り介護加算（死亡日以前31日以上45日以下）	72/日
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	基本料金と各種加算の合計に2.7%相当の額	安全対策体制加算（入所時1回）	20/初日
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本料金と各種加算の合計に1.6%相当の額	従=従来型 ユ=ユニット型	

・地域加算=前橋市7級地は1単位当たり10.14円となります。介護保険費用について1.4%相当加算されます。  
 ・一定以上所得がある方は介護保険費用について自己負担額が2割又は3割負担となります。

<食費と居住費>

利用者負担段階	食費	多床室	従来型個室	ユニット型個室	対象者の要件
第1段階	300	0	320	820	高齢年金受給者、生活保護受給者
第2段階	390	370	420	820	年金収入等合計80万円以下 預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下
第3段階①	650	370	820	1,310	年金収入等合計80万円超120万円以下 預貯金等が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下
第3段階②	1,360	370	820	1,310	年金収入等合計120万円超 預貯金等が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下
第4段階（標準費用）	1,630	855	1,171	2,006	上記に該当しない方 （市民税課税者、課税世帯、預金等合計が基準を超過する者）

・「介護保険負担限度額認定証」を市町村から発行された方は、第1段階から第3段階となり、食費と居住費が減額されます。  
 ・第1段階から第3段階の方は、世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市町村民税非課税の方が対象です。